

更生保護就労支援事業の実施

1

事業の趣旨及び目的

刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であったことや、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上ることなどから、刑務所出所者等の再犯を防止し、国民生活の安全・安心を確保するためには、刑務所出所者等に対する就労支援が極めて重要です。そこで、国が企業ネットワーク、雇用管理等にノウハウを持つ民間事業者に委託して、刑務所出所者等のうち就労が困難な者について、早期の就職及び確実な職場定着を実現するために、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行い、もって、刑務所出所者等の再犯の防止と円滑な社会復帰を実現させようとするものです。

2

事業の委託

国（法務省）（名古屋保護観察所）

委託

矯正施設入所（入院）者、保護観察対象者、
更生緊急保護の対象者の中から「支援対象者」を選定

特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構
(愛知県更生保護就労支援事業所)

就労支援員を配置

3

事業の概要

就職活動支援

- マンツーマンで仕事探しをサポートします。
- 雇用主とのマッチングを大切にします。
- 矯正施設入所中からも支援を開始します。



就職前



就労支援員

職場定着支援

- 対象者が職場環境に適応できるようサポートします。
- 対象者と雇用主双方の相談に応じます。
- ブラックやその予兆が認められた場合の改善方法について助言します。



就職後

就職するまで、そして就職後も、切れ目のない就労支援